歳末歳首の廣告

歳末歳首の時事新報は臨時に部數を増刊するのみならず一部の頁數も平生に數倍するを以て印刷上多くの時間を要す　隨て廣告申込の期日を早めざるを得ず就ては來る三十日以後の時事新報に廣告御掲載相成度方は可成前以て御申込被下度左の期日に後れたる廣告の申込は御依頼に應ずる能はざる事あるべし

來三十日の紙上に掲る廣告　申込期日來廿八日限
來卅一日の紙上に掲る廣告　申込期日來廿九日限
一月一日の紙上に掲る廣告　申込期日來三十日限

月曜日のみ休刊

時事新報は一週一日即ち月曜日に休刊するのみなるに大祭祝日にも休刊する事と思ひ誤れる方あり此の誤解は祭日祝日の多き歳首に際して讀者幷に廣告依頼者諸君の爲め不都合寡からざれば念の爲め本紙の休刊日を左に掲ぐ

本紙休刊　は月曜日のみ其他は歳末歳首祝日祭日にても打通しに發刊す

時事新報

先づ内に注意す可し

昨今議會の形勢は民黨の氣焔頗る盛にして政府提出の議案は大抵通過の見込あく豫算も亦前年の如く不成立に終る可しとの説、多數なるが如し政海の機變は容易に測量す可らず閉會までには尚ほ時日もあるみとなれば其中には局面頓に一變して或は案外平穏の成行を見るみとあるやも知る可らず今日に於て兎角の説を爲すは遠了の見を免れざれども兎に角に議會の反對は年々歳々同一の觀を改めずして事業は擧らず政務は遲滯し當局者の政案は一として首尾よく行はれたるものなし政府の困難想ひ見る可し顧ふに官民の間に不調和を催はして互に相容れざるは一朝一夕の故に非ず自から因緣のあるみとなれども其因緣談は姑く擱き今政府と民黨とを相對せしめて其力を計るときは民黨は自から反對黨と稱すれども其黨員たるものは一二の先輩を除くの外は多くは年齢も若く經驗にも乏しく隨て一般の信用も厚からざる其反對に政府の當局者は何れも維新の元老にして功勞の高き其上に政治上の技倆經驗は年來世人の認むる所なれば實際の力に於ては迚も比較の限りに非ず且政府に在る老政客の輩も今は宛然たる雲上の人にして其擧動とか活潑ならざれども維新の前に於ては何れも一個の壯士にして人の殺され家の焼かるゝが如き小事には首て心を動かさゞりし人々なれは一旦身構を改めて元の心に立返るときは天下長るゝに足るものなし今の民論の反對の如き之に處するは容易の事ならんのみ例へば對議會の策にしても急々度胸を定めて一歩も退かずして決心すれば豫算不成立の如き是も意とするに足らず議會の求むる所その當を得ずして豫算成立の望なきときは政府は唯前年度に由りて事を行ふ可きのみ若しも年々歳々同樣の次第にして新起の事業を見る能はず國運次第に退縮するとも其罪は我に在らずして彼に在り唯一般の人心をして登す〳〵議會を厭はしむるのみの事なれば政府に於ては毫も痛痒を感ずるみとなかる可し或は迚て守るを以て妙なら ずとせんか更に積極の方針を取り議會の論勢いよ〳〵堅きに至れば遂んで解散を斷行す可し一回の解散尚ほ功を奏せざれば更に再度の斷行に及ぶ可し解散又解散飽くまでも其執る所を變せざるの覺悟あるに於ては民黨も自から屈せざるを得ず何も畏るゝに足らざる筈なるに然るに實際に於ては力の十分なるにも拘はらず政府の擧動は兎角遠慮勝にして何か畏るゝ所のものあるが如く動もすれば民黨の輩に苦められて之を防ぐの手段にさへ窮するとは更に解し難き處なれども竊に我輩の推測を以てすれば其畏る所のものは外の反對に非ずして内の折合に在り即ち内に顧みるの患あるが故に外に向て活潑なるみと能はざるものと認めざるを得ず前内閣の失敗の如き民黨の言に隨へば議會の反對に遇ふて敗れたるものなりと稱すれども其原因は矢張り内の折合を得ざりしが爲めに外ならず現内閣は老政客の顔揃ひにして今日迄の形跡にては頗る一致の實あるが如くなれども世間の風説に據れば昨今内閣にては對議會の始末に就て異説を生じたりとの沙汰あり風説素より信を置くに足らずと雖も今後の事態いよ〳〵切迫を告ぐるに至れば或は此風説を實にするが如きみとなし と云ふ可らず内の不折合は政府年來の持病にして一旦外氣の烈しきに遇ふときは鹽なく其病を發するの虞なきを保證するみと能はざれはなり政府目下の患は内に在るみと明白なれば今日の如く外に反對を受けて其運動の活潑を要するの時機に際しては何は兎もあれ部内の一致を固くして内閣の患を絶つの用意最も肝要なる可し世間の言を聞くに今の政府の部内には筆てより文權武治の二派ありて對議會の策に就ても自から意見を異にするの傾ありと云へり我輩は何人が文派にして何人が武派なるやを知らず又その双方の意見如何をも知らざれども果して斯る事情ありとすれば畢竟政府を共有物と見て其政權の維持を心に關するようして意見を異にするものならんなれば其目的に於ては自から一致せざるを得ず左れば今の當局者も能く〳〵此邊の事情に注意し先づ第一に政權維持の目的を明にして部内の一致を固くするの工風肝要なる可し若しも然らず單に自家の技倆を頼んで一方にのみ進むみとあらば外患未だ除かずして内憂先づ起り案外の不覺を取るみとなしと云ふ可らず我輩の豫め忠告する所なり

官報

○勅令

陸軍諸生徒手當金給與ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十五年十二月二十一日

陸軍大臣伯爵大山巌

勅令第百十八號

陸軍諸生徒ニシテ平時也當内又ハ野外ニ於テ演習中傷痍ヲ受ケ若クハ之ニ原因シテ疾病ニ罹リ將來軍人ノ職役ニ堪ヘサルタル者ハ左ノ區別ニ依リ一時賜手當金ヲ給スルコトヲ得

一　軍人恩給法第九條ノ各項ニ等シキ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタルトキハ同法第三號表ノ各項ニ從ヒ陸軍平ノ金額六箇年分ヲ給ス

二　軍人恩給法第十四條第二項ニ等シキ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタルトキハ同法第三號表第六項陸軍平ニ相當スル一箇年分ヨリ少カラス五箇年分ヨリ多カラサル金額ヲ給ス

前項ノ傷痍疾病ハ軍人ノ職務ニ基ク者ニ於テ顯著ナルモノニ限ル

陸軍大臣之ヲ定ム

○宮内省告示第十三號

來明治二十六年新年式左ノ通定メラル

明治二十五年十二月二十二日

宮内大臣子爵土方久元

明治二十六年
一月　新年式
午前五時

同　七時
同　九時三十分
同　十時

同　十時十分
同　十一時
午後一時
同　二時十分

同　二時二十分
午前十時三十分

同　十一時

午前十一時三十分ヨリ
午後四時迄
午前十時五十分ヨリ
午十二時迄
午前十一時五十分ヨリ
午後四時迄
午前十時五十分ヨリ
午十二時迄
午前十時二十分ヨリ
午十二時迄
午前十一時五十分ヨリ
午後四時迄
午十二時二十分ヨリ
午後四時迄
午後三時五十分ヨリ
同　四時迄
午前十時五十分ヨリ
午十二時迄
午前十時二十分ヨリ
午十二時迄
午前十一時五十分ヨリ
午後四時迄
午十二時二十分ヨリ
午後四時迄
午後三時五十分ヨリ
同　四時迄
午前十時三十分ヨリ
午後四時迄
午後三時三十分ヨリ
同　四時迄

時刻各國ニ於テ定メタル

○二日
午前七時
同　九時三十分

午前十時三十分ヨリ
午後四時迄

同　十一時三十分

午前十時三十分ヨリ
午後四時迄

午後二時

午前十時五十分ヨリ
午後四時迄

○三日
午前七時
同十時

午後二時二十分

時刻地方廳ニ於テ定メタル

○四日
午前九時

午前十一時

隨御詠

親王同妃宮内省勳任官公爵從一位勲一等及一等二等宮同夫人又ハ奉任官等拜賀
勲任官公爵從一位勲一等及一等二等官廳香
閣祇候錦鶏間祇候同夫人等拜賀
勅勅任官外國人同夫人拜賀
三等官以下五等官以上ノ輩拜賀
奉任待遇ノ輩拜賀
各國公使同夫人等拜賀
侯伯子男爵及從四位以上勲三等以上同夫人等拜賀
神佛各宗管長拜賀
勲三等以上外國人同夫人拜賀
准奉任官外國人勲六等以上外國人拜賀

宮内省勳任官公爵從一位勲一等
宮同夫人並奉任官等
勲任官公爵從一位勲一等及一等二等
勲任官公爵從一位勲一等及一等二等官廳香
閣祇候錦鶏間祇候同夫人等
桑太后陛下ヘ拜賀
三等官以下五等官以上ノ輩
奉任待遇ノ輩

奉任待遇ノ輩

侯伯子男爵及從四位以上勲三等以上同夫人
青山御所ヘ參賀

宮内省勳任官公爵從一位勲一等
勲任官公爵從一位勲一等及一等二等官廳香
閣祇候錦鶏間祇候等
桑太子殿下ヘ參賀
三等官以下五等官以上ノ輩
奉任待遇ノ輩

侯伯子男爵及從四位以上勲三等以上ノ輩
神佛各宗派管長
青山御所ヘ參賀

宮内省勳任官公爵從一位勲一等
勲任官公爵從一位勲一等及一等二等官廳香
閣祇候錦鶏間祇候等
桑太子殿下ヘ參賀
三等官以下五等官以上ノ輩
奉任待遇ノ輩

侯伯子男爵及從四位以上勲三等以上ノ輩
神佛各宗派管長
東宮御所ヘ參賀

判任官准判任判任待遇ノ輩各國ヘ參賀

宮内省勳任官公爵從一位勲一等
勲任官公爵從一位勲一等及一等二等官廳香
閣祇候錦鶏間祇候等
桑太子殿下ヘ參賀
三等官以下五等官以上ノ輩
奉任待遇ノ輩

侯伯子男爵及從四位以上勲三等以上同夫人
神佛各宗派管長
青山御所ヘ參賀

宮内省勳任官公爵從一位勲一等
勲任官公爵從一位勲一等及一等二等官廳香
閣祇候錦鶏間祇候同夫人等
桑太后陛下ヘ拜賀
三等官以下五等官以上ノ輩
奉任待遇ノ輩

侯伯子男爵及從四位以上勲三等以上同夫人
神佛各宗派管長拜賀
青山御所ヘ參賀

宮内省勳任官公爵從一位勲一等
勲任官公爵從一位勲一等及一等二等官廳香
閣祇候錦鶏間祇候等
桑太子殿下ヘ參賀
三等官以下五等官以上ノ輩
奉任待遇ノ輩

侯伯子男爵及從四位以上勲三等以上ノ輩
門跡寺院住職等
東宮御所ヘ參賀

奉任待遇ノ輩

侯伯子男爵及從四位以上勲三等以上ノ輩
門跡寺院住職等
青山御所ヘ參賀

六等官以下九等官以上ノ輩拜賀
奉任待遇ノ輩拜賀
非役正五位以下從六位以上同勲四等以下勲
六等以上ノ輩拜賀
門跡寺院住職等拜賀
貴族院議長議院正副議長議員拜賀

六等官以下九等官以上ノ輩
奉任待遇ノ輩
非役正五位以下從六位以上同勲四等以下勲
六等以上ノ輩
門跡寺院住職等
青山御所ヘ參賀

六等官以下九等官以上ノ輩
奉任待遇ノ輩
非役正五位以下從六位以上同勲四等以下勲
六等以上ノ輩
桑太后陛下ヘ拜賀

六等官以下九等官以上ノ輩
奉任待遇ノ輩
非役正五位以下從六位以上同勲四等以下勲
六等以上ノ輩
桑太子殿下ヘ參賀

非役正七位以下同勲七等以下ノ輩許在地方廳ヘ參賀

明治廿六年
一月　新年式
午後五時

晩餐

明治廿六年
一月　新年式
午後五時

晩餐

晩餐

晩餐